

下関市上下水道局週休２日工事の実施要領（土木工事）

（趣旨）

第１条 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保が課題となっており、建設産業における将来の担い手確保に寄与するため、労働環境の改善の取組として、週休２日工事の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

（「週休２日工事（現場閉所型）」の定義）

第２条 「週休２日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２ 「週休２日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての４週間（２８日）において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

３ 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

４ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

５ 「４週８休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（「週休２日工事（交替制）」の定義）

第３条 「週休２日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

- 2 「週休2日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- 3 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

- 4 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（対象工事）

第4条 原則、全ての工事を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事、設計金額200万円以下の工事及び「下関市上下水道局の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に規定する指定工事については対象外とする。

（発注方式）

第5条 「週休2日工事」については、次のいずれかによる方式を選択する。

- (1) 当初設計金額5,000万円以上の工事は、原則、全て発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）」又は「週休2日工事（交替制）」とする。
- (2) 当初設計金額5,000万円未満の工事は、受注者希望型の「週休2日工事（現場閉所型）」又は「週休2日工事（交替制）」とする。

- 2 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議した上で、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2

日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

（発注方法）

第6条 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、「下関市上下水道局現場説明用設計図書作成要領」に規定する現場説明書（様式第1号）の工事内容に発注者指定型の「週休2日工事」又は受注者希望型の「週休2日工事」である旨を明示する。

2 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、「下関市上下水道局現場説明用設計図書作成要領」に規定する施工条件書の工程関係に週休2日工事（現場閉所型）又は週休2日工事（交替制）の別を明示する。

3 工期設定の考え方については、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

（実施方法）

第7条 発注者指定型の「週休2日工事」においては、受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、通期又は月単位のどちらかを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「計画工程表」を基に、必要工期について受発注者間で確認を行う。

2 受注者希望型の「週休2日工事」においては、受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について協議する。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、週休2日工事の内容として、通期又は月単位のどちらかを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「計画工程表」を基に、必要工期について受発注者間で確認を行う。

3 発注者は、前2項により工期の延伸が必要と認められるときは、工期延伸に係る契約変更を行うものとする。また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。なお、工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(「週休 2 日工事（現場閉所型）」実施の確認方法)

第 8 条 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

- 2 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表等を提出する。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(「週休 2 日工事（交替制）」の確認方法)

第 9 条 受注者は、工事完了後、技術者及び技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表等を提出する。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(「週休 2 日工事（現場閉所型）」の補正方法)

第 10 条 発注者指定型の「週休 2 日工事」においては、発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとする。受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。なお、4 週 8 休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

- 2 受注者希望型の「週休 2 日工事」においては、発注時は、週休 2 日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。受注者が通期又は月単位のどちらかを実施するとした場合において、週休 2 日の達成状況

に応じて、補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。ただし、工事着手前に週休２日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

（「週休２日工事（交替制）」の補正方法）

第１１条 発注者指定型の「週休２日工事」においては、発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとする。受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。なお、４週８休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

２ 受注者希望型の「週休２日工事」においては、発注時は、週休２日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。受注者が通期又は月単位のどちらかを実施するとした場合において、週休２日の達成状況に応じて、補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。ただし、工事着手前に週休２日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

（補正係数）

第１２条 補正係数は、別紙１から別紙４のとおりとする。

（「週休２日工事（現場閉所型）」の工事成績評定）

第１３条 発注者は、受注者が月単位を実施するとした場合で、現場閉所の達成が確認できたときは、工事成績評定の考査項目別運用表の「Ⅱ．工程管理」、「Ⅰ．創意工夫」において評価を行う。

２ 発注者指定型において、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られず、週休２日を達成できなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令順守等－その他」の項目で点数を減ずる措置を行うものとする。

３ 受注者希望型では、受注者の責において週休２日の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点を行わない。

- 4 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

（「週休 2 日工事（交替制）」の工事成績評定）

第 14 条 発注者は、受注者が月単位を実施するとした場合で、技術者及び技能労働者の休日確保が確認できたときは、工事成績評定の考査項目別運用表の「Ⅱ. 工程管理」、「Ⅰ. 創意工夫」において評価を行う。

- 2 発注者指定型において、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令順守等－その他」の項目で点数を減ずる措置を行うものとする。
- 3 受注者希望型では、受注者の責において技術者及び技能労働者の週休 2 日の休日確保が達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- 4 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

（工事標示板）

第 15 条 週休 2 日工事の受注者は、週休 2 日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。ただし、第 5 条ただし書の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。

（下関市上下水道局週休 2 日工事の試行要領（土木系工事）の廃止）

- 2 下関市上下水道局週休 2 日工事の試行要領（土木系工事）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。

【別紙 1】

週休 2 日制工事における経費の補正係数（土木工事）

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式、土木工事標準単価については、【別紙 2】から【別紙 4】に示す補正係数を乗じるものとする。

【週休 2 日工事（現場閉所型）の補正係数】

現場閉所率	（現場閉所）・通期 28.5%(8 日/28 日)以上	（現場閉所）・月単位 28.5%(8 日/28 日)以上
労務費	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

【週休 2 日工事（交替制）の補正係数】

休日率	（現場閉所）・通期 28.5%(8 日/28 日)以上	（現場閉所）・月単位 28.5%(8 日/28 日)以上
労務費	1.02	1.04
現場管理費率	1.01	1.03

【別紙 2】

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋没型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

【別紙 3】

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

【別紙 4】

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02